

こまき巡回バス運行事業者選定プロポーザル実施要綱

〔令和 7 年 4 月 1 日〕
〔6 小都整第 2 8 7 3 号〕

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、こまき巡回バスの運行事業者として技術的に最適な者(以下「最適者」という。)を特定するため、公募型プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)を実施することとし、その手続について必要な事項を定めるものとする。

(事業の概要)

第 2 条 対象とする事業は、こまき巡回バス運行事業(以下「事業」という。)とする。

(参加資格)

第 3 条 プロポーザルに参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 第 5 条に規定する参加表明書等の提出期限日において、令和 7 年度の小牧市入札参加資格者名簿に登載されている者
- (2) 地方自治法施行令(昭和 2 2 年政令第 1 6 号)第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者
- (3) 第 5 条に規定する参加表明書を提出する日から当該事業の契約締結までの間に、次に掲げる措置を受けていない者
 - ア 小牧市建設工事等請負業者指名停止措置要領(平成 1 1 年 3 月 4 日 1 1 小総第 4 7 号)に基づく指名停止の措置
 - イ 小牧市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書(平成 2 4 年 6 月 2 5 日付け小牧市長・愛知県小牧警察署長締結)に基づく排除措置又はこれに準ずる措置
- (4) 会社更生法(平成 1 4 年法律第 1 5 4 号)第 1 7 条の規定による更正手続開始の申立て又は民事再生法(平成 1 1 年法律第 2 2 5 号)第 2 1 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の小牧市入札参加資格の登録がされたものについては、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。
- (5) 道路運送法(昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号)第 3 条第 1 号イの一般乗

合旅客自動車運送事業の経営に必要な同法第4条第1項の国土交通大臣の許可を有している者又は当該許可を得ることが確実であると見込まれる者

(6) 日本国内に本社又は営業所を有している者
(公募の公告)

第4条 市長は、プロポーザルに参加する者に必要な参加資格、条件、事業の内容その他プロポーザルに必要な事項について公告するものとする。

2 市長は、前項の規定による公告をしたときは、その内容を市ホームページ等で公表するものとする。

(参加表明書等の提出)

第5条 プロポーザルに参加しようとする者は、参加表明書その他別に定めるプロポーザルの参加に必要な書類（以下「提出書類」という。）を市長が指定する日までに市長に提出しなければならない。

(第一次審査)

第6条 市長は、第一次審査として、提出書類を別に定めるこまき巡回バス運行事業者選定プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）に審査させ、参加表明書を提出した者（以下「提出者」という。）のうち上位5者程度を第二次審査の出席要請者として選定させ、及びその結果を報告させるものとする。ただし、提出者が5者以下の場合は、第一次審査を省略することができる。

2 市長は、前項の報告に基づき、第二次審査の出席要請者として選定した提出者に対してはその旨を様式第1により通知し、選定しなかった提出者に対しては選定しなかった旨及びその理由を様式第2により通知するものとする。この場合において、提出者は、審査結果に関する問合せ及び異議申立ては一切できないものとする。

(第二次審査)

第7条 市長は、前条第2項の規定により選定した者に対し、第二次審査として、委員会に提出書類の内容の聴取等を行わせ、最適者及び次点者1者を選定させ、及びその結果を報告させるものとする。

2 市長は、前項の報告に基づき、最適者及び次点者1者を特定するものとする。

3 市長は、前項の規定により最適者及び次点者として特定した者に対してはその旨を様式第3により通知し、特定しなかった者に対しては特定

しなかつた旨及びその理由を様式第4により通知するものとする。この場合において、提出者は、審査結果に関する問合せ及び異議申立ては一切できないものとする。

- 4 市長は、第2項の規定により最適者及び次点者を特定したときは、その内容を市ホームページ等において公表するものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、プロポーザルの実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、第7条第4項の規定による公表をもって、その効力を失う。

様式第1（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

小牧市長

こまき巡回バス運行事業者選定プロポーザルの第一次審査結果について（通知）

このことについて、第一次審査を実施した結果、貴社を第二次審査の出席要請者として選定しましたので通知します。つきましては、下記のとおり第二次審査を行いますので、ご参加いただきますようお願いいたします。

記

審査結果

様式第2（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

小牧市長

こまき巡回バス運行事業者選定プロポーザルの第一次審査結果について（通知）

このことについて、第一次審査を実施した結果、貴社については下記のとおり第二次審査の出席要請者として選定されませんでした。

今回のプロポーザルの実施にあたり、貴重な時間を費やされ、真摯に取り組んでいただきましたことに対し、心から感謝を申し上げますとともに、今後も本市へのご協力をいただきますようお願いいたします。

記

選定しなかった理由

様式第3（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

小牧市長

こまき巡回バス運行事業者選定プロポーザルの第二次審査結果について（通知）

このことについて、第二次審査を実施した結果、貴社を下記のとおり

当業務の 最適者 として特定しましたので通知します。
次点者

記

審査結果（貴案に対する講評）

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第4（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

小牧市長

こまき巡回バス運行事業者選定プロポーザルの第二次審査結果について（通知）

このことについて、第二次審査を実施した結果、貴社については下記のとおり当業務の最適者又は次点者として特定されませんでした。

今回のプロポーザルの実施にあたり、貴重な時間を費やされ、真摯に取り組んでいただきましたことに対し、心から感謝申し上げますとともに、今後も本市へのご協力をいただきますようお願いいたします。

記

特定しなかった理由